

(ユーラシア特許庁により公表された救済措置の仮訳)

日本で発生した地震及び津波の影響に関連して、出願人、特許権所有者及び当該代理人へのお知らせ

2011年3月11日、日本で発生した地震及び津波による壊滅的災害を受け、ユーラシア特許庁は以下の通りお知らせします。

ユーラシア特許庁の法的措置及び規則においては、自然及び人為的災害により手続の期日を遵守できなかった場合、期間延長を認める特例が定められていません。しかしながら、手続の期日不遵守が発生した場合、出願人は以下に示す手段を利用することが可能です。

1)特許規則第 37(2)条に従い、ユーラシア特許庁が定める手続の期日(特に、出願人が審査通知への応答を提出する期日)に関して、期日超過後2ヶ月以内の請求であれば、期間延長が認められる場合があります。

2)ユーラシア出願又はユーラシア特許関連の権利に関して、国際出願をユーラシア特許庁の国内段階へ移行する期日など、定められた期日を遵守できなかったために無効となった場合、ユーラシア特許規則第 39 条に従い、権利の回復が可能となる場合があります。

3)ユーラシア特許庁に対し優先権主張を伴う出願を行うに際し、出願人の管理できない不可抗力により優先日から12ヶ月以内に出願できない場合、特許規則第6(1)条及び第36(3)条に従い、後の出願の期日は、最大2ヶ月まで延長できる場合があります。

JPO 出願の手続に困難を経験している出願人のための救済策が JPO ウェブサイト上に公表されていることも、併せてお知らせします。

http://www.jpo.go.jp/cgi/linke.cgi?url=/torikumi_e/hiroba_e/tohoku_district_earthquake.htm